

## 電子決済等代行業者との接続に係る基準

当行は、平成 29 年 5 月に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、平成 30 年 3 月に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を踏まえ、電子決済等代行業者との接続に係る基準を公表いたします。

### 事業内容

- (1) 電子決済等代行業者の登録を受けており、登録取消のおそれがあると判断すべき事由が認められない者であること。
- (2) 電子決済等代行業者が電子決済等代行業を営むにあたり、当行とのシステム接続に必要な内容の契約を締結する意向があり、同契約の内容を適切に履行する上での懸念が認められないこと。
- (3) 電子決済等代行業者、その役員、主要株主、または従業員等が、反社会的勢力に該当する、あるいは反社会的勢力と関係を有するとの懸念がないこと。
- (4) 電子決済等代行業者および、そのグループ会社の事業が、お客さま保護の上で支障があると判断すべき事由が認められないこと。

### 財務内容

- (1) 事故発生時における対応資力を十分に有していること。
- (2) 債務超過でなく、審査時点における資産内容等に照らし、今後も健全な財務状態の維持が見込まれること。

### 利用者保護体制

以下の項目に照らし、利用者保護体制や適切な利用者情報の管理体制を十分に備えた事業者であること。

- (1) 利用者の被害拡大を未然に防止する体制が適切に整備されていること
- (2) 利用者への情報提供・注意喚起の体制が適切に整備されていること
- (3) 利用者への説明が適切に行われていること

(4)利用者からの相談・照会・苦情・問い合わせ等への対応を行う体制が適切に整備されていること

(5)利用者への補償対応の体制が適切に整備されていること

## 外部委託管理の体制が適切に整備されていること

### 法令等遵守体制・組織ガバナンス体制

(1)当該電子決済等代行業者の業務内容に照らし、実効的と認められる法令等遵守体制および組織ガバナンス体制を十分に有していること。

(2)反社会的勢力、および、日本・米国ならびにその他の適用対象となる国や国際機関が指定している経済制裁対象者またはその関係者等に該当しないこと。また、当行の商品・サービスをマネー・ローンダリングなどの各種金融犯罪、テロ活動の資金支援、および、日本・米国ならびにその他の適用対象となる国や国際機関が実施している経済制裁において禁止されている取引、もしくはその疑いがある取引等に利用しない事業者であり、また利用されない管理体制を適切に整備・構築している事業者であること。

### セキュリティ体制

以下の項目に照らし、利用者情報保護体制における技術的対策等（※1）を十分に備えた事業者であること。

- ① コンピュータ設備管理
- ② オフィス設備管理
- ③ 不正プログラム対策
- ④ システム開発・運用管理
- ⑤ サービスシステムのセキュリティ機能
- ⑥ API セキュリティ機能
- ⑦ API 利用セキュリティ

（※1）技術的な対策等については、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）が定める「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」もしくは「API 接続チェックリスト（試行版）」等を参照するものとする。

以上